

北海道鉄道本部 夏季一時金1.9 か月で妥結

エルダー社員に「2分の1」条項を適用せず 0.96 か月

6月21日、北海道鉄道本部はJR北海道との5回目の団体交渉をおこないました。会社からの最終回答は、前夜の交渉で提示された1.90か月（前年は1.71か月）のままで、エルダー社員について2分の1条項を適用しないとされたものの0.96か月（前年は0.92か月）で上乗せは0.01か月で金額にして2,000円程の増額でした。列車の安全・安定輸送に欠くことができない労働力としながらの低額回答でした。夏季一時金交渉は24日17時に、不満の意を伝えたくて妥結としました。

これまでの交渉で「同一労働同一待遇」について議論を交わしましたが、仕事の内容は何ら変わらないのに奪われた扶養手当・住宅手当・寒冷地手当を支給しない理由を説明できず、会社にとって都合のいい判例だけで「問題はない」としています。前年の支給額と比べてエルダーAで16,880円の増額になっていますが、これは毎年10月の最低賃金改定の際にエルダーの賃金改定がおこなわれてきたものを、建交労の要求にもとづいて今春闘で今年の最低賃金の改定額を想定した金額を4月からの賃金に反映させたためです。しかし、これでは物価の高騰や奪われた諸手当の補填には程遠く、エルダー社員のモチベーションを保ち、家族が安心して暮らせる労働の対価とはいえません。職場の雰囲気や想像すると、年齢を問わず社員は明るさを失い、60歳定年を迎えた社員の雇用継続や若年退職の歯止めにも影響を与えて一層の労働力不足につながるものが心配されます。

交渉の経過（第1回と第2回団交については「夏季闘争速報」No.1＝6月14日）

第3回＝6月19日に有額回答が示され、支給率は社員1.87ヶ月分／エルダー社員については2分の1条項を適用し0.935ヶ月分というものでした。前年度は黒字決算となっており、この数字は物価高騰が続く中で社員・家族の生活を守るために必要な金額には達せず、納得できる回答ではないとして再考を求めました。「エルダー社員の労働力をなくして列車の安定・安全輸送は成し得ない」ことは労使の考えが一致しているのに、2分の1条項を適用し、暫定的な対応も何ら示されないことに抗議しました。会社は、令和5年度は国からの特別支援を繰り入れての黒字だったが、今年度は業務費の増加が見込まれ83億円の赤字が予想されると説明しました。しかし「国からの特別支援額」を繰り入れた数字なのかと質問したところ、今年度の支援額は確定していないので組み入れられていないことがわかりました。「JR北海道への支援強化」を求める国土交通省と交渉の中では、計画されている予算執行に際して特別支援金を活用することで早期退職に歯止めをかける施策に充当可能な数字が生まれ、処遇改善も必要な対策の一つであるという考えは一致しています。北海道民にとって大切な公共鉄道を守り、必要な労働力を確保するために、社員・家族が納得できる一時金の支払いを強く求めてこの日の交渉を終えました。

第4回＝6月20日に、前日の回答から僅かに上積みされた1.90か月分が示され、エルダー社員については何の手立てもとらない姿勢でした。これまでの交渉でエルダー社員の待遇について、2分の1条項の撤廃、条項を用いる際には特段の配慮をおこなうことを求めてきました。このことは60歳以上の社員についての効力だけではなく、職場で共に働くエルダー社員の処遇をみて将来展望を失っている若手社員に少しでも希望を与えて、早期退職の歯止めにもつながるものです。社員が更に減少し人手不足のために「会社残って列車走れず」などということは絶対にあってはならないことであり、次回の団体交渉で社員のモチベーションが高まる回答を出すよう求めました。

リヴィノールシステム分会が春闘・夏季一時金妥結

札幌合同支部リヴィノールシステム分会は、5月31日に春闘と夏季一時金について妥結しました。妥結内容は、正職員の基本給＝平均2,600円引き上げ（前年2,542円）、準職員・パートナー職員＝定期昇給・時間給一律3円、勤続加算4円（＝1年以上の勤務者／6カ月以上勤務者は2円／前年同額）です。夏季一時金については、正職員＝1.3か月分、準職員＝0.85か月分、パートナー職員＝0.56か月分（いずれも前年同率）です。